

土地利用履歴等調査業務委託 仕様書

(目的)

第1条 本業務委託の目的は、以下の市有地について、土地利用履歴等の調査を行い、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく土壤汚染調査の必要性の有無を確認することを目的とする。

名称	所在地	面積
旧東コミュニティセンター 及び旧大久保南公園	守口市大久保町5丁目157番2	約2,541 m ²
南寺方南通2丁目児童公園	守口市南寺方南通2丁目89番89番	約979 m ²

（詳細は、別紙位置図のとおり）

(受注者の要件)

第2条 本業務は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が実施するものとする。

2 土壤汚染対策法第34条に基づき技術管理者1名以上を配置又は技術管理者1名以上によって監督するものとする。

(法令等の遵守)

第3条 受注者は、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例等の関係法令を遵守し、『土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン』及び『土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染に係る調査・対策の手引き』に則り調査を実施するものとする。なお、改正版がある場合には、改正版によること。

(業務内容)

第4条 業務内容については、以下のとおりとする。

(1) 法令関係資料の調査

土壤汚染対策法に基づく各種届出書類等を閲覧等により調査する。

(2) 登記履歴調査・住宅地図等調査

過去に遡り土地の所有者等や工場の業種等を登記記録、住宅地図、航空写真等により調査する。また、現地において、現況利用状況を確認し、写真撮影を行なう。

(3) 地形図等調査

旧版地形図等により、土地の形質変更の状況を調査する。

(4) 地元精通者等への聞き取り調査

自治会役員、近隣土地所有者等の地元精通者に対して、過去の土地利用状況に関する情報について聞き取り調査する。

(報告書作成)

第5条 調査を行った結果を、書面、図面等によりとりまとめ、報告書を作成する。
その作成及び編集の方法等について、あらかじめ本市係員と協議を行うこと。

(打合せ等)

第6条 本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ2回、業務完了時
(成果品納入時)の計4回とする。

(疑義)

第7条 本委託業務履行に際し、疑義が生じた場合は速やかに本市係員と協議しなければならない。

位置図

旧東コミュニティセンター
及び 旧大久保南公園



地形図は令和2年に作成したものです。守口市都市・交通計画課

位置図

南寺方南通2丁目
児童公園

